

## 平成22年3月以前の旧指定袋の使い方

### 可燃



### 不燃



### 特徴

- 白っぽい透明な袋に、赤色で「燃やせるごみ用」、青色で「燃やせないごみ用」と書いている。

### 使い方

- 資源物を出す際などに使ってください。  
※「燃やせるごみ」や「生ごみ」、「燃やせないごみ」用としては使えません。

## 平成22年4月から令和2年3月までの「燃やせないごみ袋」の使い方

### 特徴

- 青色の袋に、紺色の文字で「燃やせないごみ用」と書いている。  
※青色の袋に、赤い文字で「燃やせないごみ用」と書いている袋は現行（令和2年4月以降）の袋です。

### 使い方

- 「燃やせるごみ袋」としてお使いいただけます。  
※なお、令和4年4月1日以降は、袋に差額シールを貼付する必要があります。（裏表紙ページ参照）

